

兵庫県外の国民健康保険及び国民健康保険組合に加入されているみなさまへ

～ 受給者証の取り扱いについて ～

福祉医療費助成（こども医療費助成・重度障害者医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成・高齢期移行者医療費助成）の受給者の方のうち、兵庫県外の国民健康保険及び国民健康保険組合に加入されている方の受給者証をご使用になる際の取り扱いにつきましては、下記のとおりとなっております。

（１）使用できる範囲

受給者証は兵庫県内で使用できます。

（２）使用方法

① 高額療養費が発生しない場合（医療費等が少額の場合）

医療機関等の窓口でご提示いただくもの

- ・健康保険証
- ・高齢受給者証（70歳～74歳の方のみ）
- ・受給者証

② 高額療養費が発生する場合（入院等で医療費が高額になる場合）

医療機関等の窓口でご提示いただくもの

- ・健康保険証
- ・高齢受給者証（70歳～74歳の方のみ）
- ・受給者証
- +
- ・**限度額適用認定証** または **限度額適用・標準負担額減額認定証** ※

※ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が無い場合は償還払（下記参照）となります。

（３）使用できなかった場合（償還払について）

兵庫県外の医療機関等での受診や、受給者証を提示できなかった場合は、いったん窓口で健康保険の自己負担分（2割～3割）をお支払いいただきますが、後日申請いただくことで、審査のうえ、助成対象となる額を払い戻し（償還払）いたします。

その際の助成手続きについては、「6.払い戻しによる助成（助成方法2）」を参照ください。

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付をご依頼ください

ご加入の国民健康保険等に「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしてください。

既に取得されている場合は、再度の申請は不要ですが、有効期間が経過した場合はご加入の国民健康保険等で更新手続きをしてください。

※ 「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付（又は更新）申請の方法等につきましては、ご加入の国民健康保険等にお問い合わせください。